**平成２４年（フ）第１０１号**
福島県郡山市菜根１丁目20番16号　定功ビル201号、住民票上の住所福島県郡山市池ノ台14番23号　フレシア池ノ台1503号
破産者　安藤　孝宗
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２４年（フ）第３５４号**
横浜市神奈川区菅田町1571番地９　三浦アパート201号
破産者　庄司　和明
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第７４４号**
横浜市中区本牧緑ケ丘89番地１　クオス横濱山手103号室
破産者　齊藤　将彦
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８４７号**
神奈川県小田原市飯泉1182番地、前住所神奈川県小田原市飯泉1209番地の６
破産者　金子　和子
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第３５号**
新潟県柏崎市西山町石地85番地甲
破産者　片田　和弘
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２４年（フ）第９６号**
愛知県岡崎市富永町字番丈目22番地３　アムール西岡崎207号室、住民票上の住所愛知県安城市浜富町８番地10　レジデンス市川203
破産者　寺岡　健治
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１８３号**
愛知県岡崎市柱２丁目８番地１　サザンハイツＡ―203
破産者　芦川　立郎
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２３８号**
愛知県豊田市上挙母４丁目15番地１　レゾンシティ上挙母402号
破産者　川熊　　學
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１３６号**
山口県熊毛郡上関町大字室津199番地の24
破産者　片岡　光男
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

**平成２３年（フ）第５１１号**
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万244番地１、開始決定時の住所愛媛県上浮穴郡久万高原町久万151番地１
破産者　染次　章治
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２７号**
長崎県島原市萩原３丁目5781番地９
破産者　本多恵美子
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第２９号**
宮城県白石市東町１丁目11番14―１号
破産者　上西　博彰
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２３年（フ）第６０５号**
茨城県ひたちなか市平磯町６番地１
破産者　関　　哲也
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第７９７号**
北九州市小倉北区中津口１丁目11番３号
破産者　ブティックＦピサロこと　藤本眞知子（旧姓牟田）
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第９５４号**
北九州市小倉北区宇佐町２丁目９番16号
破産者　中西ヒロミ
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第１１５号**
長崎県長崎市丸山町５番３号　松尾ビル201
破産者　尾上　永芳
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２０５４号**
札幌市厚別区厚別東４条５丁目10番25号
破産者　梅原　　保
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３５７号**
埼玉県さいたま市大宮区土手町１丁目279番地１北大宮住宅１棟506、破産手続開始決定時の住所福島県岩瀬郡鏡石町境89番地１
破産者　櫻田真理子
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係